

令和6年度

# 入所案内

- おにっ子児童クラブ (築上町児童館内)
- 築城キッズ児童クラブ (築城放課後児童クラブ室)
- ひまわり児童クラブ (八津田放課後児童クラブ室)
- きいのこキッズ児童クラブ (下城井放課後児童クラブ室)

入所案内を必ずご覧になってください

質問のある方は学童指導員にお尋ねください

※この入所案内は1年間大切に保管してください。

## ☆ はじめに

共働き等で家に帰っても、保護者のいない家庭の子どもたちが、安全に楽しく過ごせるように、また、異年齢集団の中、指導員のもとで個性を生かし、心豊かな元気な子どもを育成する場として、築上町では放課後児童クラブを運営しています。

## ☆ 入所対象者

築上町に在住し、保護者が下記のいずれかの要件を満たしている児童です。

- (1) 日中、居宅外で労働している
- (2) 日中、居宅内で労働している
- (3) 出産（産前産後2カ月）
- (4) 疾病または障害がある
- (5) 看護・介護
- (6) 災害復旧に従事している
- (7) 就学している

**※ (1)、(2)、(5)、(6)、(7) に関しては、従事する時間の全部または一部が放課後児童クラブの開所時間内に含まれているものに限ります。**

※ 申込中や在籍中に保護者の方が上記の要件を満たさなくなった時は、家庭で保育できる状況とみなし、その月の月末までの受け入れとなります。ただし、同月末までに再度要件を満たす場合は継続して利用することができます。

## ☆ 町内の放課後児童クラブ

名称	対象校区	受入人数	住所	電話番号
おにっ子児童クラブ (築上町児童館内)	椎田小学校 西角田小学校 小原小学校 築城特別支援学校	60人	築上町湊 1280-1	0930(57)4300
築城キッズ児童クラブ (築城放課後児童クラブ室)	築城小学校	60人	築上町築城 1087-1	0930(52)2525
ひまわり児童クラブ (八津田放課後児童クラブ室)	八津田小学校 葛城小学校	60人	築上町宇留津 311	0930(56)3113
きいのこキッズ児童クラブ (下城井放課後児童クラブ室)	下城井小学校 上城井小学校	45人	築上町袈裟丸 379	0930(52)1212

## ☆ 入所申し込みの流れ

◎年度当初（4月）からの入所申し込み

配布	令和5年11月13日（月）～
受付期間	令和5年12月1日（金）～令和5年12月26日（火） 10：00～18：00 日曜を除く

必ず受付期間内に「放課後児童クラブ入所申込書」「放課後児童クラブ児童台帳」「就労証明書・申立書（放課後児童クラブ用）」（該当する方は「診断書」「減免申請書」「証明になるもの（コピー可）」）などを全て揃えて提出してください。期限を過ぎた場合は4月1日から入所ができないことがあります。

◎年度途中での申し込み（再入所も含む）

放課後児童クラブ室の受入れ人数に余裕があれば、入所ができます。入所希望月の前月の20日までに「放課後児童クラブ入所申込書」「放課後児童クラブ児童台帳」「就労証明書・申立書（放課後児童クラブ用）」（該当する方は「診断書」「減免申請書」「証明になるもの（コピー可）」）などを全て揃えて提出してください。期限を過ぎた場合は希望日から入所ができないことがあります。

- ※・年度当初、年度途中いずれも申請書の内容について電話等で確認することがあります。
- ・施設の受け入れ人数を超える場合は、放課後児童クラブ入所選考基準表により決定します。きょうだいでも学年の低い児童のみの受け入れになる場合もあります。結果は役場から通知します。
- ・住所、勤務先、家族構成等で変更が生じた場合は、その都度書類の提出をしてください。未提出が長期化すると、年度途中でも保育の受け入れを解除する場合があります。
- ・入所が決定しましたら入所時に必要なものを用意してお子さんと一緒に児童クラブへおいでください。施設の様子や使い方の確認、指導員との面談を行ってください。

## ☆ 放課後児童クラブ保護者負担金(学童保育料)について

- ・児童1名につき月額6,000円（育成費4,000円とおやつ代2,000円）です。日割りはありませんのでご了承ください。
  - ・生活保護世帯、準要保護世帯、母子父子世帯及び市町村民税非課税世帯の方は申請により減免（育成費のみ半額）できます。申請時にお尋ねください。
  - ・行事により臨時に経費を徴収することがあります。
- ※生活保護世帯の方は、収入認定の際に就労収入から学童保育料が必要経費として控除されません。詳しくは福祉事務所の地区担当員にお尋ねください。

## ☆ 放課後児童クラブ保護者負担金の納入方法について

### ①納入方法について

- ・保護者の皆さまの利便性の向上と事務処理の合理化を図るため、特別な事情がある場合を除き、原則として口座振替となります。

### ②口座振替日について

- ・振替日は毎月末日（ただし、12月は25日に振替）、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

### ③口座振替の手続きについて ※入所が決定しましたら、改めてご案内します。

- ・「築上町口座振替依頼書」に記入し、指定口座のある金融機関の窓口にご提出ください。毎月15日までに金融機関に申込みをされると、翌月から口座振替を開始します。

**※口座振替は、児童ごとに申し込みが必要です。**

## ※放課後児童クラブ保護者負担金の滞納について

- ・特別な理由がなく3カ月以上、放課後児童クラブ保護者負担金の滞納があれば、年度途中でも保育の受け入れを解除する場合があります。
- ・滞納したときは児童手当を窓口払いにし、全額保育料に充当することがあります。

## ☆ 放課後児童クラブの開所について

\* 平日…学校の授業終了後から午後6時（最終午後6時30分）

\* 長期休業日、土曜日、振替休日（運動会の代休等）…午前7時30分から午後6時（最終午後6時30分）

\* 休日…日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

\* 学校のある平日は下校時間に合わせてバスやタクシー等で迎えに行きます。児童クラブによっては徒歩で各自、登所します。

## ☆ 持ってくるもの

《入所時に提出するもの》

雑巾 2枚  
箱ティッシュ 1箱

《児童クラブに置いておくもの》

下着を含む着替え一式（汚れた服を入れるビニール袋も入れてください）

《毎日持ってくるもの》

連絡帳、筆記用具、手拭用タオル、水筒、お弁当（給食のない日）、本または自由学習道具（朝から登所する日）

※連絡帳…新入生は初日に渡します。在籍者はこれまでと同じものを使います。

\* 持ち物には必ず名前を記入して持たせてください。

\* お金やゲーム、ねりケシなどのおもちゃは持ってきてはいけません。

## ☆ 連絡について

- ・欠席などの連絡は保護者から指導員にお願いします。特に無断欠席は事故の原因にもなりますので、必ず連絡をしてください。特にバスやタクシーで児童クラブに行く方は配車の都合上、欠席の連絡は早めをお願いします。

(連絡が遅れると運転手さんに迷惑をかけますし、不要な料金がかかります。)

- ・当日欠席の連絡をする場合は、必ず午前中に在籍中の児童クラブへ連絡してください。時間外は留守番電話で対応します。(もしも、在籍中の児童クラブに連絡がつかない場合は築上町児童館 57-4300 で対応します。)
- ・風邪等で学校をお休みするとき(早退の場合も)は、児童クラブの方にも連絡して下さい。
- ・夏休みなど長期休業中の連絡は午前9時までをお願いします。
- ・子ども同士で遊ぶ約束をし、勝手に帰るようなことがないようにご家庭でもしっかり約束をしてください。
- ・無断で欠席した場合、安全確認のため保護者の緊急連絡先に連絡を入れることがあります。

## ☆ お迎えについて

- ・仕事を終えて児童クラブへお迎えに来ることは大変なことと思いますが、保護者のお迎えが原則です。
- ・保護者以外の方(祖父母、親戚など)がお迎えに来る場合は前もってお知らせください。  
※未成年(中学生や高校生の方)の送迎不可。
- ・送迎の際(特にお迎えの時)は指導員に必ず声をおかけください。
- ・お迎えの時間が午後6時を過ぎる場合は電話連絡をお願いします。
- ・最終は午後6時30分です。

## ☆ 塾・習い事について

- ・塾や習い事に通う方も多いことと思います。塾や習い事の曜日や時間、児童クラブを欠席する日などを事前に連絡してください。また、児童クラブから通う場合もお知らせください。
- ・塾や習い事への送迎は各自をお願いします。

## ☆ 土曜日の保育について

- ・土曜日は平日と異なり出席児童に合わせて指導員が出勤しますので、希望の方は前日までにお知らせください。
- ・保護者がお休みの時は、ご家庭での保育をお願いします。
- ・土曜日のおやつは各自準備をしてください。(ガム、アメ等は不可)

☆ 台風等の対応について

築上町に  
**暴風警報**が  
出された時

放課後児童クラブでは児童の受け入れはできません。

児童クラブ室在所時

至急、放課後児童クラブ室まで迎えに来てください。

小学校が休校時

放課後児童クラブでは児童の受け入れはできません。

※暴風警報が解除され、受入態勢が整い次第、随時受け入れとなります。保育を希望される方は、解除後しばらくしてから電話で状況の確認をお願いします。

☆ 大雨による警戒レベルへの対応について

築上町に  
**警戒レベル4**が  
出された時

放課後児童クラブでは児童の受け入れはできません。

小学校在校時

至急、小学校まで迎えに行ってください。

児童クラブ室在所時

至急、放課後児童クラブ室まで迎えに来てください。

小学校が休校時

放課後児童クラブでは児童の受け入れはできません。

※警戒レベル4が解除され、受入態勢が整い次第、随時受け入れとなります。保育を希望される方は、解除後しばらくしてから電話で状況の確認をお願いします。

築上町に  
**警戒レベル3**が  
出された時

放課後児童クラブで児童の受け入れを行いますが、早めのお迎えをお願いします。

## ☆感染症等の対応について

- ・学校感染症に罹患した場合は、速やかに学童保育所へ連絡してください。医師の許可が出るまでは登所できません。期間については別紙を参照してください。

## ☆ 退所について

- ・退所希望月の20日までに「児童クラブ退所届」を提出してください。
- ・最終登所日にロッカーの荷物を持ち帰ってください。
- ・1か月以上お休みをする場合も退所届を提出してください。  
※月初めから月末までの1か月以上、お休みをした（1日も利用のない）時は、**年度途中でも保育の受け入れを解除する場合があります。**

## ☆ その他

- ・明らかに流行中の感染症等の症状がある、熱がある場合はお休みしてください。  
(保育中に症状が出た場合や発熱した場合は速やかに迎えに来てください。)
- ・体調がすぐれない時、治療中の薬を持たせる時はお知らせください。
- ・児童クラブにおいて連絡しなければならないことが生じた場合は緊急連絡先に連絡します。
- ・食べ物や動物アレルギーなどありましたらお知らせください。欠席時のおやつは原則、後日お渡ししますが、衛生上お渡しできないものは児童クラブで処分しますのでご了承ください。
- ・車で送迎の際は、時間帯により混雑することがありますのでご協力をお願いします。
- ・勝手に児童クラブ敷地内から出ることは禁止します。保護者からもご家庭で注意してください。
- ・児童クラブ共済制度に加入します。児童クラブ活動中に通院を伴うケガをした場合の見舞金と指定の条件を満たす場合に適用される児童クラブの賠償責任の給付がセットされた共済制度です。
- ・注意を聞かずに施設内の物を破壊、破損した場合は弁償していただく場合もあります。
- ・気付いたことがありましたらいつでも指導員に声をおかけください。